

## 小千谷市空き家情報バンク制度の運用に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は小千谷市空き家情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。）の運用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、空き家等の有効活用による地域活性化及び小千谷市への移住定住者の増加を図るため、空き家バンクへの登録を促進し、空き家バンクを活用した情報発信と登録物件の円滑な利用を推進することを目的とする。

### （甲の役割）

第2条 甲は、乙と連携、協力し、空き家等の情報を収集する。

2 甲は、所有者の同意が得られた空き家等に関する情報について、乙に提供するものとする。

### （乙の役割）

第3条 乙は、甲が行う空き家等に関する情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

2 乙は、空き家バンクに登録された空き家等の所有者と利用希望者との間の適正な売買契約等の締結等の仲介を行うものとする。

3 乙は、この協定の趣旨について乙の会員に周知し、その理解と協力を得られるよう努めるものとする。

### （登録時の対応）

第4条 空き家等の所有者が空き家バンクへの登録を申請した場合は、甲は乙に登録予定物件及び所有者の情報を通知し、登録のための現地調査を依頼する。

2 乙は、前項の通知及び依頼を受けた場合は、速やかに、乙の会員の中から適切な者を選定し、所有者及び甲と三者立ち会いのもと現地調査を実施する。

3 前項で選定された者は現地調査において、所有者及び甲に対して適切な指導及び助言を行うとともに、小千谷市空き家情報バンク登録台帳（別紙様式）を作成し甲に提出する。

4 乙及び乙に選定された者が、本条の手続きを行う際の費用については、乙及び乙に選定された者の負担とする。

### （変更時の対応）

第5条 空き家バンクに登録された物件で所有者等が変更の申請をした場合は、甲は乙に登録された物件の変更内容を通知し、指導及び助言を求めることができる。

2 乙は、前項の通知を受けた場合は、速やかに、乙の会員の中から適切な者を選定し、内容に応じて現地調査等の対応を含め、甲に対し、指導及び助言を行うとともに、登録台帳を修正し、甲に提出する。

3 乙及び乙に選定された者が、本条の手続きを行う際の費用については、乙及び乙に選定された者の負担とする。

### （利用時の対応）

第6条 空き家バンクに登録された物件について利用希望者が利用を申出した場合は、甲は乙に登録物件、所有者及び利用希望者の情報を通知し、仲介業務を依頼する。

2 乙は、前項の通知を受けた場合は、速やかに、乙の会員の中から適切な者を選定し、交渉及び契約等の仲介業務を行わせる。

3 乙に選定された者は、前項の仲介業務の結果を甲に通知する。

4 本条の仲介業務により成約した場合の仲介手数料については、空き家バンクに登録物件の所有者及び利用希望者が負担する。

5 前項の仲介手数料は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内とする。

### （個人情報の取扱い）

第7条 甲、乙及び、乙に選定された者は、本協定により知り得た個人情報について、個人の権利を侵害することのないよう適切に取り扱うものとする。

2 甲、乙及び、乙に選定された者は、個人情報をこの協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年2月1日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号  
小千谷市

小千谷市長 大澤昇一



乙 新潟市中央区明石1丁目3番10号  
公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会

会長 小林代士未

